

## 入札・契約制度等の改正の概要について

本市の入札・契約制度について、以下の改正を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 1 低入札対策基準の水準を引き上げます

## ○ 改正内容

## 【建設工事】

## 《低入札価格調査制度》

	【現行】	【改正後】
契約審査における判定基準	低入札調査対象者の積算内訳について、市設計における <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費の75%以上であること</li> <li>・共通仮設費の75%以上であること</li> <li>・現場管理費の75%以上であること</li> <li>・一般管理費の50%以上であること</li> <li>・その他、直接工事費における数量が市設計と同じであること 等</li> </ul>	低入札調査対象者の積算内訳について、市設計における <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費の<b>85%</b>以上であること</li> <li>・共通仮設費の<b>85%</b>以上であること</li> <li>・現場管理費の<b>85%</b>以上であること</li> <li>・一般管理費の<b>60%</b>以上であること</li> <li>・その他、直接工事費における数量が市設計と同じであること 等</li> </ul>

## 《最低制限価格制度》

【現行】	【改正後】
予定価格（税抜き）の 85%～94%の範囲内で定める	予定価格（税抜き）の <b>86%～94%</b> の範囲内で定める

※算定式については非公表

## 【工事関連業務委託】

## 《最低制限価格制度》

【現行】	【改正後】
予定価格（税抜き）の 60%～80%の範囲内で定める	予定価格（税抜き）の <b>60%～82%</b> の範囲内で定める

※算定式については非公表

## ○ 実施時期

令和5年4月1日以降に公告、指名通知を行う案件に適用します。

## 2 落札決定から契約締結までの期間を見直します

### ○ 改正内容

#### 【建設工事】・【工事関連業務委託】

落札（契約）決定通知を受けたときから契約書等の提出までの期間を「**山形市の休日**を定める条例に基づく市の休日を含まず5日以内」とします。

### ○ 日数計算の例（令和5年4月28日に落札決定通知を受けた場合）

日・曜日	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10
	金	土	日	月	火	水・祝	木・祝	金・祝	土	日	月	火	水
現行	決定	1	2	3	4						契約		
改正後	決定			1	2						3	4	契約

### ○ 実施時期

令和5年4月1日以降に落札（契約）決定通知を発する案件に適用します。

## 3 条件付き一般競争入札対象工事及びJV対象工事の基準を見直します

### ○ 改正内容

#### 【建設工事】

土木一式・建築一式以外の工事について、対象金額を引き上げます。

#### 《条件付き一般競争入札対象工事》

現行	対象工事	建築一式工事	土木一式工事	その他の工事
		設計金額1億5千万円以上		設計金額1億円以上



改正後	対象工事	<b>設計金額1億5千万円以上のすべての工事</b>		
-----	------	----------------------------	--	--

#### 《建設工事共同企業体（JV）対象工事》

現行	対象工事	建築一式工事	土木一式工事	その他の工事
		設計金額2億5千万円以上	設計金額1億5千万円以上	設計金額1億円以上



改正後	対象工事	建築一式工事	土木一式工事	<u>その他の工事</u>
		設計金額2億5千万円以上	<b>設計金額1億5千万円以上</b>	

### ○ 実施時期

令和5年4月1日以降に公告を行う案件に適用します。

#### 4 現場代理人が2つの工事を兼務できる要件を見直します

##### ○ 改正内容

##### 【建設工事】

現場代理人が2つの工事を兼務できる要件について、その一部を次のように改正します。

	兼務しようとする2件の工事の 1件ごとの契約金額	条件（下記を全て満たすこと）
【現 行】	いずれも、 3,500万円（建築一式工事に あつては7,000万円）未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも本市発注工事であること</li> <li>・それぞれの工事担当課長から承認されること</li> <li>・監督職員等から対応を求められた場合は、速やかに現場に向かう等の対応を行うこと</li> </ul>
	いずれか1件以上が、 3,500万円（建築一式工事に あつては7,000万円）以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2件の工事が一体性・連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、現場の間隔が10km程度の近接した場所のため、同一の主任技術者（監理技術者を除く）が管理することができると、それぞれの工事の発注者から承認されること</li> <li>・上記の主任技術者を兼ねる者であること</li> <li>・監督職員等から対応を求められた場合は、速やかに現場に向かう等の対応を行うこと</li> </ul>
【改 正 後】	いずれも、 <b>4,000万円</b> （建築一式工事に あつては <b>8,000万円</b> ）未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも本市発注工事であること</li> <li>・それぞれの工事担当課長から承認されること</li> <li>・監督職員等から対応を求められた場合は、速やかに現場に向かう等の対応を行うこと</li> </ul>
	いずれか1件以上が、 <b>4,000万円</b> （建築一式工事に あつては <b>8,000万円</b> ）以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2件の工事が一体性・連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、現場の間隔が10km程度の近接した場所のため、同一の主任技術者（監理技術者を除く）が管理することができると、それぞれの工事の発注者から承認されること</li> <li>・上記の主任技術者を兼ねる者であること</li> <li>・監督職員等から対応を求められた場合は、速やかに現場に向かう等の対応を行うこと</li> </ul>

##### ○ 実施時期

令和5年4月1日より施行し、施行日において施工中の工事についても適用します。

## 5 配置技術者及び現場代理人の雇用関係について見直します

### ○ 改正内容

#### 【建設工事】

建設業法施行令の一部改正を踏まえ、建設工事の適正な施工を確保するため、本市発注工事における配置技術者及び現場代理人の建設会社との雇用関係については、以下により取り扱うこととします。

	区 分	必要な雇用関係
配置技術者 及び 現場代理人	契約金額 <b>4,000万円</b> (建築一式工事にあつては <b>8,000万円</b> ) 以上の工事	直接的 かつ 入札の申込みのあった日以前に 3か月以上の恒常的な雇用関係 にあること
	上記以外の工事	直接的 かつ 恒常的な雇用関係 にあること

※「入札の申込みのあった日」について

- ・一般競争入札・・・・・・・・・・入札参加資格確認申請書類を提出した日
- ・指名競争入札・随意契約・・・・入札書又は見積書を提出した日

### ○ 実施時期

令和5年4月1日より運用します。

#### 【問い合わせ先】

まちづくり政策部 管理住宅課 工事契約係 TEL 023-641-1212(内線 462・463)  
上下水道部 総務課 契約係 TEL 023-645-1177(内線 224・226)